

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第10号 

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

5月11日(金)

第5回口頭弁論を傍聴しましょう！

この裁判は、みんなの税金を取り戻すための裁判です

出発時間： 5月11日(金) 午前 8:30

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

集合場所の地図



第5回口頭弁論傍聴日程

8:30	集合・出発	
9:30	到着・門前集会	
10:00	口頭弁論	101号法廷 熊本地方裁判所
10:45	報告集会	京町会館
11:15	終了	
12:00	御船着・解散	

今回は、大変重要な裁判となりますので、皆さん是非傍聴に行きましょう！

今回の口頭弁論は、被告(町長)の主張「会社に補助金を支払った行為は問題ない」「今回の住民訴訟では町が国に補助金を返した行為についてのみの裁判である」

「町が国に交付金を返した行為も問題ない」に対して包括的な反論を行う予定です。

熊本地裁で一番大きな101号法廷で開かれる予定ですので、多くの方々の傍聴をお願いします。



…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

町が訴えられた新たな裁判について

御船町及び御船竹資源開発(株)の役員(4人)が、株式会社ヤスジマ(御船竹資源開発(株)が機械類を注文していた会社)から、約3億1600万円の損害賠償請求訴訟がおこされました。

その裁判が、4月17日に予定されていましたが延期になりました。

理由は、被告(町と御船竹資源開発役員)から裁判の場所を石川県の金沢地裁から熊本地裁に移動するように申し立てがなされたためです。

金沢地裁で、裁判する場所について審理されますので、最終的に裁判の場所が確定するまで1ヶ月以上かかる見込みです。裁判の日程が決まりましたら、お知らせいたします。

なお、町は未だに訴状等を議会や町民に公表していませんが、裁判が開かれれば、誰でも裁判記録を見ることが出来ます。訴状等を正式に入手出来次第、ヤスジマが御船町に対して「何を根拠に、どのような理由で訴えているのか」皆様にお知らせいたします。

みんなが知りたい！パート②

「町が御船竹資源開発(株)を訴えた裁判(H23.3)はどうなった？」



- その1 350万円の税金をかけて一回で終わりました。
(印紙代100万円だとしても弁護士費用が高すぎでは?)
- その2 会社を訴えてもお金はとれないのだから、会社役員を訴えるべき。
〔議会では役員を訴えると言っていた。
(株)ヤスジマは会社ではなく役員相手に裁判を起こしている。〕
- その3 判決から1年以上経つのに、会社に対して法律に沿った強制徴収をしていません。

町民の声

なんのための裁判？350万円がまた無駄に…

議会では役員を訴えると言っていたのに、どうして訴えないの？

町民にはすぐ差し押さえするのに、なぜこの会社は特別扱いなの！

ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【**ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会**】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。